**シミュレーテッドアニーリングソフトウェア使用条件**

**１．定義**

(1) 「本ソフトウェア」とは、日本電気株式会社製シミュレーテッドアニーリングソフトウェアのコンピュータ・プログラムおよび関連資料をいいます。

(2) 「指定ハードウェア」とは、東北大学サイバーサイエンスセンターがサービスを提供するAOBA-A等の、NEC製 SX-Aurora TSUBASAシステムをいいます。

(3) 「利用者」とは「シミュレーテッドアニーリングソフトウェア利用申込書」に基づき本ソフトウェアの利用を申請し、承認を受けた東北大学サイバーサイエンスセンターの利用者をいいます。

(4) 「提供者」とは東北大学サイバーサイエンスセンターおよび日本電気株式会社をいいます。

**２．期間**

(1) 本使用条件に基づき利用者が本ソフトウェアを使用できる期間は、提供者が使用を許可した期間とします。

(2) 利用者が本使用条件のいずれかの条項に違反したときは、提供者はいつでも本使用条件により許諾される利用者の権利を終了させることができます。

(3) 利用者は、本使用条件により許諾された利用者の権利が終了（上記有効期間の満了を含みますが、これに限定されません。）した場合、直ちに本ソフトウェアを破棄するものとします。

**３．使用権**

(1) 利用者は、本ソフトウェアをインストールした指定ハードウェアにおいてのみ、本ソフトウェアを使用することができます。

(2) 利用者は、本ソフトウェアを研究開発目的でのみ使用するものとし、(イ)レンタル、リースその他貸与すること、および(ロ)商用ソフトウェアホスティングサービス、タイムシェアリングサービス等、第三者に本ソフトウェアを使用させるサービスの提供を行うことはできません。また、利用者は、本ソフトウェアを利用した、第三者に対する分析サービス、分析結果提供サービス、コンサルティングサービス、ソリューション開発サービス、その他本ソフトウェアの全部または一部を利用したサービスを提供することはできません。

(3) 本ソフトウェアには本使用条件以外のライセンス契約に基づき利用者に使用許諾される部分が含まれることがあります。この場合、かかる部分に関しての使用条件は、当該ライセンス契約の条件が本使用条件よりも優先します。

(4) 利用者が本ソフトウェアについてベンチマークテストを行った場合、利用者は当該ベンチマークテスト結果を、提供者の許可なく第三者に開示してはなりません。

(5) 提供者は、利用者に対して本ソフトウェアおよびその使用方法に関するフィードバック（意見、感想、提案を含みますがこれらに限定されません。）の提供を求める場合があります。利用者は提供者が当該フィードバックを自由に利用できること、およびそのフィードバックを製品に反映した場合はその製品を自由に頒布・販売できることに予め同意します。

**４．本ソフトウェアの複製、改変および結合**

(1) 利用者は、本使用条件で明確に認められている場合を除き、本ソフトウェアの使用、複製、改変、結合またはその他の処分をすることはできません。

(2) 本使用条件は、本ソフトウェアに関する著作権、その他の知的財産権を利用者に移転するものではありません。

**５．本ソフトウェアの移転等**

利用者は、本ソフトウェアまたはその使用権の第三者に対する再使用許諾、譲渡、移転、またはその他の処分をすることはできません。

**６．逆コンパイル等**

利用者は、本ソフトウェアをリバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。

**７．保証の制限**

(1) 提供者は、本ソフトウェアが利用者の目的に合致しているか否か、また、その使用および使用の結果を含め、本ソフトウェアに関していかなる保証も行いません。本ソフトウェアに関し発生する問題は利用者の責任および費用負担をもって処理されるものとします。提供者は、本ソフトウェアの分析の性能を保証するものではありません。提供者は、分析精度が不十分であることに起因して利用者が被った損害について一切責任を負わず、補償しないものとします。

(2) 前項の規定にかかわらず、提供者は、その裁量により、本ソフトウェアの誤り（バグ）を修正したソフトウェアもしくは修正のためのソフトウェア（以下、これらのソフトウェアを「修正ソフトウェア」と総称します。）、またはかかる修正に関する情報を利用者に提供する場合があります。本項に基づき利用者に提供された修正ソフトウェアは本ソフトウェアとみなします。

**８．責任の制限**

提供者は、いかなる場合も、利用者の逸失利益、特別な事情から生じた損害（損害発生につき提供者が予見し、または予見し得た場合を含みます。）および第三者から利用者に対してなされた損害賠償請求に基づく損害について一切責任を負いません。

**９．その他**

(1) 利用者は、本ソフトウェアを、直接、間接を問わず、日本国外へ輸出する場合には、外国為替および外国貿易法その他の輸出関連法令（米国輸出管理法その他の外国の輸出入関連法令が適用される場合は、それらの法令を含む。）を遵守するものとします。

(2) 本使用条件にかかわる紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

(3) 本使用条件に関して不明、または定めのない事項に関しては、利用者は東北大学サイバーサイエンスセンターに照会を行い、利用者と提供者の間でその取り扱いを決定するものとします。